公布する。

次のように改める。

第二千七百二十七号 平成十九年九月十二日

増

刊

(1)

次

目

掲

再

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(障害者福祉課)

掲

再

条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。 福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに 福岡県公告式条例 (昭和二十五年福岡県条例第四十六号) 第三条において準用する同 平成十九年八月三十一日

福岡県知事 麻 生

渡

福岡県規則第六十三号

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則 (平成十二年福岡県規則第八十九号) の

別表三〇の項上欄中「別表三四の項ヌ」を「別表三四の項ヨ」に改め、同項下欄口を

一部を次のように改正する。

規則第八条第三項の規定により、検査等の結果を通知すること。

この規則は、平成十九年九月一日から施行する。

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)